会 議 録

2. 開催の日時 平成元年 (2019年) 12月4日 午後2時00分~午後3時30分

3. 開催場所 松川町役場2階 東会議室

4. 出席者氏名

 委員
 細江 良彦

 委員
 林 貞喜

 委員
 宮澤 憲司

 書記
 米山 敏

(住民税務課徴収係長)

町 長 宮下 智博

固定資産評価員 久保 友二 (副町長)

評価庁職員 矢澤 覚 (住民税務課長)

評価庁職員望月貴生(住民税務課課税係長)評価庁職員三石援(住民税務課課税係)評価庁職員北村伊織(住民税務課課税係)

- 5. 議題(公開一部非公開)
- 6. 非公開の理由(会議を非公開とした場合) 未確定事項が含まれるため
- 7. 傍聴人の数 0人
- 8. 会議資料の名称 別紙参照
- 9. 審議の概要 下記のとおり
- (1) 開会 [米山係長]
- (2) 町長あいさつ [宮下町長]

(3) 委員長あいさつ [細江委員長]

(4) 協議事項

- ① 平成31年度固定資産税の課税状況について [説明:評価庁職員]
 - ・固定資産課税台帳閲覧・縦覧及び課税明細書の問合せ状況について
 - ・固定資産評価の年度別推移について
 - ・固定資産家屋新増築件数の年度別推移について
 - ・平成31年地価公示価格および地価動向について

【委員からの意見・質問】

(委員)

資料1の相続放棄についてどのような内容の問合せがあったのか。

(評価庁)

実際に放棄された事案があり、相続未放棄の方に対して通知を送付したところ、 その内容について問い合わせがあった。年々相続放棄に対する相談は増えており、 本年度は現時点で3件の相談を受けている。

(委員)

相続放棄は放棄をしても管理責任は残る。次々と放棄されてしまった場合には最初に相続放棄をした人に管理責任が残ることになるが、管理責任と課税の間に関係はありますか。

(評価庁)

固定資産税担当課としては、法定相続人の調査をし、相続放棄の手続をとっていない相続人に対して順次通知を発送していきます。全員に放棄されてしまった場合は徴収上で執行停止、不納欠損とするため徴収はできなくなってしまう。管理責任と納税は別の問題となります。

② 令和3基準年度評価替えに向けた取り組みについて [説明:評価庁職員]

【委員からの意見・質問】

(委員)

砂防指定地には地すべりも含まれるのか。

(評価庁)

意味合いとしては異なります。砂防指定地は具体的には片桐松川、保谷沢川、境の沢川、寺沢川、間沢川等で指定を受けている土地が対象であり、町内全体で2,000

筆程度存在しています。指定地の中には宅地や農地、保安林も含まれているため、 指定地の中でも砂防指定地として減額の対象となる山林は 1,000 筆程度となると考 えています。

(委員)

状況類似地区は予定案となっているが、この方向で進めていくのか。

(評価庁)

現状ではほぼ確定です。既にこの状況類似地区案を基に決定した標準宅地の鑑定評価を不動産鑑定士へ委託しています。大きく評価が変わることも考えられるため、住民への周知を広報誌やホームページを利用して丁寧に行っていきたいと考えています。

(5) 閉会 [米山係長]